

副本

昭和六〇年(ワ)第三〇八一号

原告 ローレンス・レベタ

被告 国

昭和六一年八月二十八日

被告指定代理人

芝田 俊

文

吉村 剛

久



東京地方裁判所民事第五部 御中

準備書面 (三)

東京法務局

被告は、原告の昭和六一年六月一九日付け準備書面(四)に対し、以下のとおり反論する。

原告は、傍聴人のメモ採取の権利は、憲法二一条、八二条により保障された基本的人権であるから、これを制限するためには合理的理由がなければならぬのに、本件決定は、メモ制限の合理的理由を欠くものであるから違憲であると主張する。

しかしながら、傍聴人の権利とは、裁判の傍聴を希望する者が法廷の物理的設備の許す限度において自由に法廷に出入りして自ら直接法廷で行われている手続を見聞することができることをいうのであつて、それ以上に法廷においてメモをとる権利まで含むものでないことは、被告が従来から主張してきたとおりであり、原告の右主張は、その前提を欠くものといわ



ざるをえない。

また、メモをとることについての裁判長の許可は、法廷警察権に基づく措置であり、許否の判断は裁判長の自由な裁量に委ねられているものであつて、一般傍聴人のメモ制限について、いちいちその理由を明らかにする必要もないのである。

さらに、東京地方裁判所刑事第二〇部において、司法記者クラブ所属の記者に対してメモを許可した点については、報道の自由あるいは報道の公益性を尊重するという観点からこれを許したものであつて、右裁量による措置である。

したがつて、一般傍聴人である原告に対し、メモをとることを許さなかつた措置が合理的理由を欠く違憲のものであるとの原告の主張は理由がな

東京法務局